

広島城キャラクター「しろうニャ」使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島城キャラクター「しろうニャ」（以下「しろうニャ」という。）を使用するに当たっての必要な事項を定め、もって広島城の魅力向上、広島城に関する情報発信の強化及び広島城の認知度の向上を目的とする。

(権利の帰属)

第2条 しろうニャの商標権は、公益財団法人広島市文化財団（以下「財団」という。）に帰属する。

(使用)

第3条 しろうニャは、「広島城キャラクター『しろうニャ』デザインマニュアル」に沿って使用しなければならない。

(使用料)

第4条 しろうニャの使用料は、当分の間、無償とする。

(使用承認の申請)

第5条 しろうニャを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認の申請書に必要事項を記載し、しろうニャを使用しようとする対象物等の見本（写真等）及び当該者の概要が分かる書面を添えて申請し、財団の理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。ただし、報道機関が、新聞、テレビ、雑誌等において、報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 理事長は、前項本文の規定による申請（以下「使用申請」という。）について、必要があると認めるときは、当該使用申請を行う者（以下「申請者」という。）に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用承認の制限)

第6条 理事長は、しろうニャの使用申請が、次のいずれかに該当するものである場合は、その使用を承認しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア しろうニャのキャラクターを変形して使用するもの

イ 財団が指定する色以外の色を使う等、しろうニャの色を変えて使用するもの

ウ 立体物について、その表現がしろうニャの立体物とは認められないもの

エ しろうニャの使用が明らかにその使用しようとする物件を推奨することを目的とすると認められるもの

(2) 法令又は公序良俗に反するもの

(3) 財団の品位を傷付け、又は傷付けるおそれがあると認められるもの

(4) しろうニャのイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認めるもの

(5) 特定の思想、政治活動及び宗教的活動に使用し、又は使用されるおそれがあると認めるもの

(6) その他しろうニャの使用について理事長が適当でないと認めるもの

(使用の承認)

第7条 理事長は、使用申請が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、しろうニャの使用を承認するものとする。

2 理事長は、しろうニャの使用を承認する場合は、使用承認の通知書により、申請者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の承認に際しては、使用条件を付することができる。

4 理事長は、しろうニャの使用を承認しない場合は、申請者に使用不承認を通知するものとする。

(使用期間)

第8条 前条の規定により承認を受けたしろうニャの使用期間は、原則として承認した日から起算して1年以内とする。

2 前項の使用期間の満了後もしろうニャを継続して使用しようとする場合は、改めて使用申請を行い、使用承認を受けるものとする。この場合における使用申請その他の手続については、第5条から前項までの規定を準用する。

(使用内容の変更申請等)

第9条 第5条及び前条第2項の規定による承認を受けてしろうニャを使用する者（以下「承認使用者」という。）は、その使用内容を変更する場合は、理事長に対し、使用内容の変更申請（以下「変更申請」という。）を行い、その承認を受けるものとする。

2 理事長は、前項の規定による変更申請を承認する場合は、承認使用者に対し、使用内容の変更承認を通知するものとする。

3 理事長は、しろうニャの使用内容の変更を許可しない場合は、承認使用者に対し、使用内容の変更不承認を通知するものとする。

4 第1項の規定による変更申請及び承認については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第10条 承認使用者は、しろうニャの使用を廃止する場合は、理事長に対し、速やかに使用の廃止を届け出るものとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 承認使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用物件には、「広島城キャラクター しろうニャ」の表記を付すこと。
- (4) 使用物件には、登録商標であることを示すマーク（®又は(R)）の表記を付すこと。
- (5) 定められた色、形状、デザイン等を変更しないこと。
- (6) 使用物件の完成後、速やかに理事長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難な場合は、写真又はイメージデータ等の提出に代えることができる。

(使用承認の取消)

第12条 理事長は、承認使用者が次のいずれかに該当する場合は、その使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第7条第3項の使用条件に違反したとき。
 - (4) その他理事長が使用承認を取り消すことが適当と認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により使用承認を取り消したことによって生じた損害については、一切の責任を負わない。
- (使用の非独占性)
- 第13条 しろうニャを使用する者は、しろうニャの知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。
- (経費等の負担)
- 第14条 財団は、しろうニャの使用申請に要する費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。
- (損害賠償等の責任)
- 第15条 財団は、しろうニャの使用により生じた一切の損害、損失その他の法律上の賠償責任を負わない。
- 2 しろうニャの使用により財団に損害等が生じた場合は、理事長は、その使用者に対し、当該使用により財団に生じた損害等を請求することができるものとする。
- (その他)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、使用申請に必要な書類等の様式その他の必要な事項については、文化科学部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に使用されているキャラクターは、この要綱の規定により使用承認又は変更承認を受けたものとみなす。